

日本放送協会のインターネット活用業務の 実施基準の認可に関するガイドライン

総 務 省

平 成 26 年 11 月

(令和5年4月最終改定)

目 次

第 1	目的	1
第 2	用語の定義	1
第 3	実施基準の認可要件その他の関連条文の解説	3
第 4	認可要件の項目ごとの具体的な審査基準	7
第 5	実施基準の認可申請	18
第 6	雑則	18

第1 目的

本ガイドラインは、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条第10項の実施基準（以下「実施基準」という。）の認可に関して、法に規定される認可要件（法第20条第11項各号に定める要件をいう。以下同じ。）その他の関連条文の解説を行うとともに、認可要件の項目ごとの具体的な審査基準を示し、併せて当該認可の申請手続の解説を行うことにより、手続の透明性や認可の適否の予見可能性の確保を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

本ガイドラインで使用される用語は、次の定義に従うものとする。

1 2号業務

法第20条第2項第2号で規定される、放送番組等（日本放送協会（以下「協会」という。）が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。）をいう。以下同じ。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務

2 3号業務

法第20条第2項第3号で規定される、放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（以下「3号対象事業者」という。）に提供する業務

3 インターネット活用業務

2号業務又は3号業務

4 受信料財源業務

専ら受信料を財源として行うインターネット活用業務

5 有料業務

受信料財源業務以外のインターネット活用業務

6 2号受信料財源業務

2号業務のうち、受信料財源業務に該当する業務

7 2号有料業務

2号業務のうち、有料業務に該当する業務

8 3号受信料財源業務

3号業務のうち、受信料財源業務に該当する業務

9 3号有料業務

3号業務のうち、有料業務に該当する業務

10 常時同時配信等業務

協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（以下「常時同時配信」という。）（当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を含む。）

11 民間競合事業者

協会が行うインターネット活用業務に相当する業務を行う事業者

12 外部事業者

委託等により協会のインターネット活用業務の一部を担う事業者

第3 実施基準の認可要件その他の関連条文の解説

1 法第15条の目的達成に資すること（法第20条第11項第1号関係）

本号は、インターネット活用業務が、法第15条で規定されている協会の目的の達成に資する公共放送としての協会が行う業務として、適切なものとなっていることを認可の要件とするものである。また、公共放送としての協会が行う業務として適切か否かを審査するに当たっては、民間部門といたずらに競合する業務を行うものでないか、市場の競争を阻害しないか、といった点についても、業務の性質に応じて勘案するものである。さらに、協会の目的の趣旨を踏まえ、2号業務を行うに当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を提供するよう努めるべきことや、2号業務に相当する業務を行う他の放送事業者と協力するよう努めるべきことが法第20条第15項に規定されたことを踏まえ、協会が当該努力義務を果たすことも求められる。

2 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第20条第11項第2号関係）

本号は、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、実施基準において適正かつ明確に定められていることを認可の要件とするものである。どのような業務を実施するのかが適正かつ明確に定められていることを確認することにより、インターネット活用業務の対象が法の定める範囲に収まることを確認するものである。

3 業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、特定受信設備（法第64条第1項の特定受信設備をいう。以下同じ。）を設置した者について、同条第1項の規定により協会と受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第11項第3号関係）

本号は、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、法第64条第1項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとなっていないことを認可の要件とするものである。

インターネット活用業務は、協会がその目的達成のために任意で行うものであるが、その実施によって協会の存立基盤である受信料制度自体が毀損又は形骸化することとなれば、「受信料制度に支えられた公共放送」という法の基本的枠組みに大きな影響を及ぼすこととなる。

例えば、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に

関する料金その他の提供条件に関する事項が、受信料徴収の対象となる協会の国内テレビ放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合に、テレビ等の特定受信設備を設置していない者であっても、事実上、特定受信設備を設置している者と同等の放送番組を同等の条件で視聴できてしまうこととなれば、受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることとなる。本号は、こうした事態を回避するものである。

4 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第11項第4号関係）

本号は、本来は協会の放送等の必須業務を実施するために使用すべき受信料財源が過度にインターネット活用業務に支出されることにより、必須業務の実施に支障を来すことのないよう、当該業務が過大な費用を要するものでないことを認可の要件とするものである。

5 2号業務にあっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第20条第11項第5号関係）

本号は、2号業務について、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないことを認可の要件とするものである。

6 2号業務にあっては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第20条第11項第6号関係）

本号は、2号業務について、利用者の利益を保護する観点から、サービスに関する料金その他の利用条件が、利用者の利益を阻害するものでないことを認可の要件とするものである。

また、実施基準の認可は、利用料金又は利用規約そのものを認可するものではないため、具体的な利用料金の額又は利用規約に記載する具体的事項そのものを実施基準に定めることが求められるものでないが、実施基準において、このような事項について適正かつ明確な方針及び考え方が定められていることが必要である。

7 実施基準の遵守義務（法第20条第12項関係）、実施基準の変更及び遵守勧告（法第20条第16項関係）並びに勧告に従わなかったときの認可取消し（法第20条第17項関係）

法第20条第12項は、実施基準に関する規律の実効性を確保するため、協会がイ

インターネット活用業務を行うに当たっては、実施基準に定めるところに従わなければならないことを義務付けるものである。

法第20条第16項第1号は、大臣認可後の事情変化等により、実施基準が認可要件のいずれかに該当しないこととなった場合に、総務大臣が当該実施基準の変更勧告を行うことができることとする規定であり、法第20条第16項第2号は、協会が認可を受けた実施基準に従わずに業務を行っている場合に、総務大臣が当該実施基準に従い業務を行うよう勧告を行うことができることとする規定である。

法第20条第17項は、協会が法第20条第16項各号の勧告に従わなかった場合に、総務大臣は、実施基準の認可を取り消すことができることとする規定である。

8 実施基準の公表義務（法第20条第13項関係）

本項は、国民や視聴者に対し説明責任を果たす観点から、協会に対し実施基準の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表することを義務付けるものである。

9 地方向けの放送番組の提供及び他の放送事業者との協力に関する努力義務（法第20条第15項関係）

本項は、協会の目的の趣旨を踏まえ、協会が2号業務を実施する際は、地方向けの放送番組の提供に努めるとともに、2号業務に相当する業務を行う他の放送事業者と適切な協力をするよう努めることを義務付けるものである。

10 インターネット活用業務の実施の状況の評価及びそれに基づく改善（法第20条第18項、施行規則第12条の2関係）

本項は、インターネットを巡る技術・サービス等の変化の速さを踏まえ、協会自身がインターネット活用業務の実施状況について適時の評価・検証を実施することにより、不断の業務改善を図っていくことを目的とするものである。放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「施行規則」という。）においても、業務の実施の状況の評価及び改善に関する事項を実施基準の記載事項とする旨を規定しているものである。

11 適切な区分経理（法第69条、法第73条第2項、施行規則第12条の2関係）

法第69条は、協会が企業会計原則に則った会計処理を行うことを原則とし、総務省令に必要な例外を定めることとしている。

また、法第73条第2項は、協会がインターネット活用業務を実施するに当た

り、協会の事業運営を支える受信契約者（施行規則第23条第5号の受信契約者をいう。以下同じ。）に対する説明責任を果たすとともに、業務運営の適正化を図るため、各業務を経理上区分することを義務付けているものであり、業務間の費用の按分方法、費用の配賦基準、区分経理の実施の結果の公表方法などが適正かつ明確に定められていることが必要である。

さらに、施行規則においても、区分経理の実施方法、インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法、区分経理の実施の適正を確保するための措置その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項を実施基準の記載事項とする旨を規定しているものである。

第4 認可要件の項目ごとの具体的な審査基準

1 法第15条の目的達成に資すること（法第20条第11項第1号関係）

（1）公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること

インターネット活用業務が、法第15条で規定されている公共放送としての協会の目的に照らして適切なものとなっていること及び法第83条第1項の規定により広告放送を禁止している趣旨を没却しないことが必要である。

（2）市場の競争を阻害しないこと

協会が保有している経営資源（受信料財源、職員、放送番組等）を流用し、同種のサービスを行う民間競合事業者よりも不当に有利な条件で提供する等、民間部門との公正な競争を阻害するようなものでないことが必要である。また、民間で既に実施されている同種サービスの市場の規模、シェア等を勘案して、インターネット活用業務が市場の競争を阻害するようなものとなっていないことが必要である。

（3）特定の外部事業者に対し不当な差別的取扱い等をするものでないこと

協会のインターネット活用業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保するため、その一部業務を外部事業者に担わせる場合、特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わないことなど、外部事業者に関する事項が適正かつ明確に定められていることが必要である。

（4）外部事業者及び民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

一部の業務を担う外部事業者や民間競合事業者とのトラブルをあらかじめ防止し、適切な解決を図るとともに、実施基準に従って、協会のインターネット活用業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保するため、これらの事業者からの意見や苦情等を適切に受け付け、取り扱うために必要な措置が講ぜられることが必要である。

（5）地方向けの放送番組の提供に関する事項が適正かつ明確に定められていること

法第20条第15項の地方向けの放送番組の提供に係る努力義務に関し、業務の実施方法として、例えば、地方向けの放送番組の配信の計画など、地方向けの放送番組の提供に関する具体的な事項が適正かつ明確に定められていることが必要である。

(6) 他の放送事業者との協力に関する事項が適正かつ明確に定められていること

法第20条第15項の他の放送事業者との協力に係る努力義務に関し、業務の実施方法として、例えば、共通配信基盤の構築・利用、共通ポータルサイトやアプリ等の構築・提供、権利処理や視聴関連情報の適正な利活用等に係る様々な関係者間の調整など、インターネットの活用に係る共通課題の解決に向けた他の放送事業者との協力に関する具体的な事項が適正かつ明確に定められていることが必要である。

上記項目に加え、有料業務については、下記を審査項目とする。

(7) 営利を目的とする業務でないこと

協会の目的に照らして、法第20条第4項において、協会が個々の業務を行うに当たって営利を目的とすることを禁じていることを踏まえ、協会のインターネット活用業務についても、営利を目的とするものでないことが必要である。

(8) 営業活動が公正かつ適切な方法により行われるものであること

営業活動について、受信料の契約収納活動と一体で行わない等、公正かつ適正な方法により行われることが明確に定められていることが必要である。

2 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第20条第11項第2号関係）
--

(1) 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること

実施基準において、以下の事項について具体的に記載されていなければならない。

イ 実施する業務の種類（2号業務/3号業務の別、受信料財源業務/有料業務の別）

(イ) 2号業務と3号業務の別

インターネット活用業務の実施に当たっては、外部事業者が関与することが想定されるが、2号業務と3号業務とでは適用される規律が異なることから、どちらの業務であるかを明確にする必要がある。

2号業務は「放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること」であり、3号業務は「放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供すること」とされている。したがって、2号業務は、協会が放送番組等の一般の利用者に対する提供主体であるもの、具体的には、①一般の利用者に提供する放送番組等及び②当

該放送番組等の提供に関する料金その他の提供条件を協会が決定しているものである。

そのため、2号業務については、業務の実施方法として、以下の事項が適正かつ明確に定められることが必要である。

- ① 協会と外部事業者との契約において、一般の利用者に提供する放送番組等及び当該放送番組等の提供に関する料金その他の提供条件を協会が決定することを明確にするとともに、両者の責任の分界を明確にすること。
- ② 利用者に対し、協会が放送番組等の提供主体であり、放送番組等の提供について協会が定める料金その他の提供条件が適用されることを明らかにすること。

(ロ) 受信料財源業務と有料業務の別

受信料財源業務と有料業務について、それぞれの業務の内容等が適正かつ明確に定められていることが必要である。また、同一の業務を受信契約者に対しては受信料財源業務として、それ以外の者に対しては有料業務として提供する場合など、受信料財源業務と有料業務の双方で行う場合には、その業務の内容、実施方法、提供条件等が適正かつ明確に定められていることが必要である。

ロ 実施する業務の内容（提供する情報の内容、放送前の放送番組/放送中の放送番組/放送した放送番組の配信の別、国内放送/国際放送の別、テレビ放送/ラジオ放送の別等）

ハ 実施する業務の実施方法

インターネット活用業務の実施方法について、他の審査項目で定めることを求められているものを含め、以下の事項が、インターネット活用業務の種類・内容ごとに適正かつ明確に定められていることが必要である。なお、個別のサービスごとに実施方法が異なる場合は、当該個別サービスごとに適正かつ明確に定められていることが必要である。

- ① サービスの提供期間及び時間に関する事項
- ② サービスの提供区域に関する事項

地域制限（特定の放送番組等について特定の地域の利用者のみ視聴を可能とする措置）を行う場合には、対象となるサービス、当該地域の区分・範囲、当該措置をとるための手法が適正かつ明確に定められていることが必要である。

- ③ 災害その他の事由により電気通信設備に障害が生じた場合のサービスの提供に関する事項
- ④ 画質・音質その他の品質に関する事項
- ⑤ 対応端末やブラウザ等サービスの利用に必要な機器・ソフトウェア等の満たすべき要件（第4 6（5）参照）
- ⑥ 受信契約者にとって不公平にならないための2号受信料財源業務に関する提供条件を適切に適用するための措置に関する事項（第4 3参照）
- ⑦ 地方向けの放送番組の提供に関する事項（第4 1（5）参照）
- ⑧ 他の放送事業者との協力に関する事項（第4 1（6）参照）
- ⑨ 協会と外部事業者及び協会と利用者の関係に関する事項（第4 2（1）イ（イ）参照）
- ⑩ 外部事業者に関する事項（第4 1（3）参照）
- ⑪ 3号対象事業者への放送番組等の提供に関する事項

3号業務の実施に当たっては、3号対象事業者に対し提供する放送番組等の範囲、提供の条件といった3号対象事業者への放送番組等の提供に関する事項が、業務の実施方法として、適正かつ明確に定められていることが必要である。
- ⑫ インターネット活用業務の実施に関する組織・設備等に関する事項
- ⑬ 個人情報その他の情報の適正な取扱いに関する事項（第4 6（3）参照）
- ⑭ 協会が放送した又は放送する放送番組の編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（以下「理解増進情報」という。）の提供が法定の範囲内で実施されることを確保することに関する事項（第4 2（2）ロ参照）
- ⑮ 周知・広報活動に関する事項
- ⑯ その他（ドメイン名に関する事項等）

（2）業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

インターネット活用業務の対象が、法第20条第2項第2号及び第3号で定められている「協会が放送した又は放送する放送番組」及び「その編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報」の範囲に収まるものとなっていなければならない。

イ 放送した又は放送する放送番組

以下のものはインターネット活用業務として提供することができる。

- ・ 協会が放送する前の放送番組（協会が放送することが確定している番組）
- ・ 協会が放送中の放送番組
- ・ 協会が放送した放送番組

他方で、協会が放送する予定のない放送番組はインターネット活用業務として提供することができない。

ロ 理解増進情報

編集上必要な資料を始め、放送番組の制作過程で入手される情報であり、放送番組に対する理解の増進に資する補助的な情報についても、インターネットを通じた提供が可能である。他方、あくまで放送番組として特定される内容の理解補助として、「協会が放送した又は放送する放送番組」に関連付けられた補助的な情報の範囲に限られるものであり、以下のものについてはインターネット活用業務として提供することができない。

- ・ 放送番組が特定されない情報
- ・ 放送番組は特定されるものの、当該番組に対する理解の増進に資するものとはいえない情報

また、提供した理解増進情報が法定の範囲内にあることを事後的に確認し、その結果を定期的に公表する体制を整備することとするなどの理解増進情報の提供が法定の範囲内で実施されることを確保することに関する事項が、業務の実施方法として、適正かつ明確に定められていることが必要である。

3 業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、特定受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規定により協会と受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第11項第3号関係）

第3の3で述べたとおり、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、協会の国内テレビ放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合、テレビ等の特定受信設備を設置していない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じる。

したがって、当該業務の種類、内容及び実施方法並びに提供条件が、受信料制度の趣旨との整合性を十分に踏まえたものとなっていることが必要である。また、これを確認するため、当該業務の内容等について適切かつ十分な情報が記載されていることが必要である。

そのため、2号受信料財源業務については、例えば、常時同時配信について、受信契約者に対しては追加負担なく利用できるようにする一方で、非受信契約者に対しては受信契約者と同等の放送番組を同等の条件で視聴できないようにするなど、受信料制度の趣旨に照らし、受信契約者にとって不公平にならないための具体的な提供条件に関する事項が、適正かつ明確に定められることが必要である。

併せて、例えば、利用に際してID・パスワード等により受信契約者であることを適切に認証することや、非受信契約者による不正利用の防止など、このような提供条件を適切に適用するための措置をとることが、業務の実施方法として、適正かつ明確に定められていることが必要である。

4 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第11項第4号関係）

（1）受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること

受信料財源業務については、国内テレビ放送の受信料収入を専ら財源としていくことも踏まえ、実施基準において、当該業務の実施に要する費用の上限が明確に定められていること、また、その上限の根拠が、申請の際に提出される算定根拠の中で、適正かつ明確なものとなっていることが必要である。

受信料財源により常時同時配信等業務を実施する場合についても同様に、その実施に要する費用の上限を設ける場合には、費用の上限が明確に定められていること、また、その上限の根拠が、申請の際に提出される算定根拠の中で、適正かつ明確なものとなっていることが必要である。

（2）インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

インターネット活用業務全体の実施に要する費用について、受信料財源を毀損し、本来目的とする放送等の必須業務の円滑な実施に支障を来さないよう、その規模が任意業務として適切な範囲内に収まっていることが必要である。

5 2号業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第20条第11項第5号関係）

業務の実施方法や料金その他の提供条件などが、協会の目的や受信料制度の趣旨等に照らして、特定の者を合理的な理由なく有利又は不利に取り扱うものでないことが必要である。

6 2号業務にあつては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第20条第11項第6号関係）
--

(1) サービスの利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること

サービスの利用料金の算出方法、サービスの利用に関する契約の締結及び解除の条件、サービスの提供の停止、協会及び利用者の責任等に関する考え方が適正かつ明確に定められていることが必要である。

(2) サービスの内容、利用条件等について、利用者に対してあらかじめ明示するために必要な措置を講ずるものであること

利用規約を作成する等、サービスの内容、利用条件等を利用者に対してあらかじめ明示するために必要な措置が講ぜられることが必要である。

(3) インターネット活用業務に関する個人情報その他の情報の適正な取扱いに関する事項について必要な措置を講ずるものであること

個人情報や非特定視聴履歴（特定の日時において視聴する放送番組を特定することができる情報であつて、特定の利用者を識別することができず、かつ、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができない情報をいう。）を含む視聴関連情報等について、個人情報に関する法令やガイドライン、関連する認定個人情報保護団体が定める指針等を遵守することなど、個人情報その他の情報の適正な取扱いに関する事項が、業務の実施方法として、適正かつ明確に定められ、必要な措置が講ぜられることが必要である。

(4) 利用者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

利用者がサービスを安心して継続的に利用することができるよう、利用者からの意見・苦情等を迅速かつ適切に取り扱うために必要な措置が講ぜられることが必要である。

(5) サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること

利用者の端末機器等について、特定の機器・ソフトウェアに限定されないよう、技術進歩、普及の度合い等を踏まえたオープンなものを可能な限り採用するなど、対応端末やブラウザ等サービスの利用に必要な機器・ソフトウェア等の満たすべき要件が、業務の実施方法として、適正かつ明確に定められていることが必要である。

7 施行規則第12条の2で定める実施基準の記載事項が適正かつ明確に定められていること

(1) インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項が適正かつ明確に定められていること

インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項について、「利用者からの意見・苦情等への対応」、「外部事業者や民間競合事業者からの意見・苦情等への対応」などを記載しなければならない。

イ 利用者からの意見・苦情等への対応

利用者からの意見や苦情等を適切に受け付け、迅速かつ適切に取り扱うために必要な事項が定められていることが必要である。

ロ 外部事業者や民間競合事業者からの意見・苦情等への対応

外部事業者や民間競合事業者からの意見や苦情等を適切に受け付け、迅速かつ適切に取り扱うために必要な事項が定められていることが必要である。

(2) 経理に関する事項が適正かつ明確に定められていること

イ 区分経理の実施方法について適正かつ明確に定められていること

インターネット活用業務に係る経理について、法第73条第2項及び施行規則第32条第1項の規定に基づき、放送や受信料財源業務等に係る経理を整理する「一般勘定」、有料業務に係る経理を整理する「有料インターネット活用業務勘定」に区分して整理することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

このうち、「一般勘定」については、同条第2項の規定に基づき、常時同時配信等業務に係る費用、2号受信料財源業務に係る費用及び3号受信料財源業務に係る費用を他の業務に係る費用とは区分してそれぞれ適切に整理することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

また、「有料インターネット活用業務勘定」についても、同条第3項の規定に基づき、2号有料業務に係る費用及び3号有料業務に係る費用を区分して適切に整理することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

ロ 費用の整理に関する計算方法については、次の(イ)～(ハ)に掲げる事項を実施計画において定める旨が適正かつ明確に定められていることが必要である。

(イ) 費用と業務との対応関係

勘定科目の細目ごとに、当該細目に係る費用と業務との対応関係が適正かつ明確に定められていることが必要である。

(ロ) 直課又は配賦の別

インターネット活用業務に係る費用を業務ごとに整理する際に、各業務の費用として特定できる費用はそれぞれの業務に直接整理し（直課）、それが困難な場合には、費用を配賦基準によりそれぞれの業務に按分して整理（配賦）することが必要であり、勘定科目の細目ごとに、費用を直課するのか、配賦するのかについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

(ハ) 配賦基準

費用を配賦する場合の配賦基準については、費用の細目ごとに、施行規則別表第2号の2に掲げる配賦基準を具体化したものであることが必要である。

ハ 費用明細表の作成

受信料財源業務は「国内放送番組等配信費」及び「国際放送番組等配信費」について、有料業務は「放送番組等有料配信費」について、上記ロ（イ）で定めた費用と業務との対応関係に従って、上記ロ（ロ）及び（ハ）に基づき費用を直課又は配賦して整理することにより、それぞれ施行規則別表第3号の2及び第3号の3に基づく費用明細表（別添参照）を作成することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

ニ インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法について適正かつ明確に定められていること

(イ) 事業年度開始前の情報開示（予算における取扱い）

収支予算におけるインターネット活用業務の費用明細について、各事業年度の開始前に作成・公表する実施計画の中で施行規則別表第3号の2及び第3号の3に基づく費用明細表（別添参照）の形式で情報開示することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。また、当該費用明細表の作成に用いた費用の整理に関する計算方法（勘定科目の細目ごとに、当該細目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び配賦基準を記した一覧表を含む。）を添付することも求められる。

(ロ) 事業年度終了後の情報開示（決算における取扱い）

財務諸表におけるインターネット活用業務の費用明細について、各事業年

度の終了後に作成・提出・公表する財務諸表の中で施行規則別表第3号の2及び第3号の3に基づく費用明細表（別添参照）の形式で情報開示することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。また、当該費用明細表の作成に用いた費用の整理に関する計算方法（勘定科目の細目ごとに、当該細目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び配賦基準を記した一覧表を含む。）を財務諸表の説明書（法第74条第1項の規定により財務諸表の一部として作成される説明書をいう。）に記載することも求められる。

ホ 区分経理の実施の適正を確保するための措置について適正かつ明確に定められていること

インターネット活用業務に係る費用について、上記ロで定めた費用の整理に関する計算方法に準拠して費用が整理されたことを含め、会計監査人が各年度の財務諸表を監査する旨が明確に定められていることが必要である。

また、インターネット活用業務の実施に要する費用を整理する際の整理方法や配賦基準について、それらの適正性を確保するための措置（有識者を交えた検証・見直し、配賦比率の公表等）が適正かつ明確に定められていることが必要である。

ヘ 事業収支差金の取扱いについて適正かつ明確に定められていること（有料業務に適用）

繰越欠損金の取扱いや一般勘定への繰入れ等、有料業務に係る勘定の年度末における事業収支差金の取扱いについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

（3）法第20条第14項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項が適正かつ明確に定められていること

インターネット活用業務が実施基準に則した内容となっていること及び技術・サービス等の変化を踏まえて適切に実施されたことを確認するため、また、当該業務の実施状況（サービスの利用状況に関する情報及び収支実績を含む。）の透明性やPDCAサイクルを効果的に運用することを確保するため、有識者から成る評価委員会に関する事項その他のインターネット活用業務の実施状況の評価に関する体制を整備し、毎事業年度の実施計画の実施状況及びその評価に関する資料を作成し、公表するとともに、インターネット活用業務の実施状況の公表及び評価の在り方等について様々な関係者や有識者等の意見等を踏まえて不断に見直すなどの事項が適正かつ明確に定められていることが必要である。

（4）（3）による評価の結果も踏まえた法第20条第18項の規定に基づくインター

ネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項

インターネット活用業務に関する P D C A サイクルを効果的に運用することを確保するため、毎事業年度の実施計画の実施の状況の評価の結果も踏まえて、法第20条第18項の規定に基づく少なくとも3年ごとの業務の実施状況の評価及びその結果を踏まえた改善を行うことについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

第5 実施基準の認可申請（法第20条第10項、施行規則第12条の3）

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

第十二条の三 法第二十条第十項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。

- 一 定め又は変更しようとする実施基準及びその概要
- 二 定め又は変更しようとする理由
- 三 実施しようとする期日

2 前項の申請書には、インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付するものとする。

法第20条第10項の認可を受けようとするときは、申請書に「インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠」として、費用の上限の算定根拠を添付するほか、その他参考となるべき事項を記載した書類として、収支の見通し（有料業務については累積収支の見通しを含む。）を記載した書類を添付することが求められる。

第6 雑則

本ガイドラインについては、社会情勢の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

参照条文

○放送法（昭和25年法律第132号）（抄）

（目的）

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

（業務）

第二十条 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。

三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。）。

四～九 （略）

3 （略）

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～9 （略）

10 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法

二 第二項第二号又は第三号の業務の実施に要する費用に関する事項

三 第二項第二号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項

四 その他総務省令で定める事項

11 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

一 第十五条の目的の達成に資するものであること。

二 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。

三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法並びに同項第二号の業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、特定受信設備（第六十四条第一項に規定する特定受信設備をいう。）を設置した者について、同条第一項の規定により協会と同項に規定する受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。

四 第二項第二号又は第三号の業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。

五 第二項第二号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 第二項第二号の業務にあつては、利用者（同号に規定する一般の利用について、協会と契約を締結する者をいう。）の利益を不当に害するものでないこと。

12 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たっては、第十項の認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならない。

- 13 協会は、第十項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表しなければならない。
- 14 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たっては、第十項の認可を受けた実施基準に基づき、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 15 協会は、第二項第二号の業務を行うに当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。
- 16 総務大臣は、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、協会に対し、期限を定めて、当該各号に定める勧告をすることができる。
 - 一 第十項の認可を受けた実施基準が第十一項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合 その実施基準を変更すべき旨の勧告
 - 二 協会が第十二項の規定に違反している場合 第十項の認可を受けた実施基準に従い第二項第二号又は第三号の業務を行うべき旨の勧告
- 17 総務大臣は、協会が前項の勧告に従わなかつたときは、第十項の認可を取り消すことができる。
- 18 協会は、少なくとも三年ごとに、第二項第二号又は第三号の業務に関する技術の発達及び需要の動向その他の事情を勘案し、当該業務の実施の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき当該業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 19・20 (略)

(受信契約及び受信料)

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備（次に掲げるものを除く。以下この項及び第三項第二号において「特定受信設備」という。）を設置した者は、同項の認可を受けた受信契約（協会の放送の受信についての契約をいう。以下この条及び第七十条第四項において同じ。）の条項（以下この項において「認可契約条項」という。）で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。ただし、特定受信設備を住居（住居とみなされる場所として認可契約条項で定める場所を含む。）に設置した場合において当該住居に設置された他の特定受信設備について当該住居及び生計を共にする他の者がこの項本文の規定により受信契約を締結しているとき、その他この項本文の規定による受信契約の締結をする必要がない場合として認可契約条項で定める場合は、この限りでない。

- 一 放送の受信を目的としない受信設備
- 二 ラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。）又は多重放送に限り受信することのできる受信設備

2～5 (略)

(企業会計原則)

第六十九条 協会の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(支出の制限等)

第七十三条 (略)

2 協会は、次に掲げる業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第二十条第二項第二号及び第三号の業務（専ら受信料を財源とするものを除く。）
- 二 (略)

(広告放送の禁止)

第八十三条 協会は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

2 (略)

○放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）（抄）

（実施基準の記載事項）

第十二条の二 法第二十条第十項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第二十条第二項第二号又は第三号の業務（以下「インターネット活用業務」という。）に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項
- 二 インターネット活用業務の経理に関する次の事項
 - イ 第三十二条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法
 - ロ インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法
 - ハ 区分経理の実施の適正を確保するための措置
 - ニ その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項
- 三 法第二十条第十四項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項
- 四 前号の規定による評価の結果も踏まえた法第二十条第十八項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項
- 五 その他インターネット活用業務に関し必要な事項

（実施基準の認可申請）

第十二条の三 法第二十条第十項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。

- 一 定め又は変更しようとする実施基準及びその概要
 - 二 定め又は変更しようとする理由
 - 三 実施しようとする期日
- 2 前項の申請書には、インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付するものとする。

（区分経理の方法）

第三十二条 協会は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 法第二十条第一項及び第二項の業務（次号に掲げるものを除く。） 一般勘定
 - 二 有料インターネット活用業務 有料インターネット活用業務勘定
 - 三 法第二十条第三項の業務 受託業務等勘定
- 2 協会は、前項第一号に掲げる業務のうち、受信料財源インターネット活用業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。
- 一 二号業務に係る費用
 - 二 二号業務のうち、常時同時配信等業務に係る費用
 - 三 法第二十条第二項第三号の業務（以下「三号業務」という。）に係る費用
- 3 協会は、有料インターネット活用業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。
- 一 二号業務に係る費用
 - 二 三号業務に係る費用
- 4 協会は、前三項の規定により、業務ごとに区分して経理を整理しようとするときは、当該業務に係る費用について、別表第二号の二に掲げる方法によるほか、適切な方法により整理しなければならない。
- 5 前項の場合において、協会は、費用の整理に関する計算方法（別表第三号の二及び別表第三号の三に掲げる勘定科目（協会がより細分化した勘定科目を設定した場合にあつては、当該勘定科目）ごとに、当該勘定科目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び別表第二号の二に規定する配賦基準を記した一覧表を含む。第十二条の四第一項第七号ロ及

び第三十四条第三項第四号ネにおいて同じ。)を記載した書類をあらかじめ作成しなければならない。

- 6 協会は、毎事業年度の開始前及び終了後に、当該事業年度に実施する又は実施したインターネット活用業務の経理を第一項から第三項までの規定により整理した結果について、別表第三号の二に定める様式による常時同時配信等業務その他の受信料財源インターネット活用業務に係る費用の明細及び別表第三号の三に定める様式による有料インターネット活用業務に係る費用の明細を記載した書類を作成しなければならない。

(別添)

別表第二号の二 (第32条第4項関係)

業務別費用整理方法

- 1 第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。
- 2 国内インターネット活用業務 (受信料財源インターネット活用業務のうち、国内放送の放送番組等の提供に係るものをいう。別表第三号の二において同じ。) 又は国際インターネット活用業務 (受信料財源インターネット活用業務のうち、国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組等の提供に係るものをいう。別表第三号の二において同じ。) の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。
- 3 1及び2の整理により難い費用のうち次の表の左欄に掲げる費用区分に属する費用については、同表の右欄に定める配賦基準によりそれぞれの業務に整理すること。

費用区分	配賦基準
国内放送費、国際放送費、国内放送番組等配信費、国際放送番組等配信費及び放送番組等有料配信費	電気通信回線を通じた提供に係る放送番組の数の比、業務の種類の数比、コンテンツ制作費比 (電気通信回線を通じて提供する放送番組等の制作に係る支出額の比をいう。以下この別表において同じ。)、権利処理件数の比 (電気通信回線を通じて提供する放送番組等の利用に係る著作権その他の権利に関する手続きの確認又は実施を要する当該放送番組等の数の比をいう。)、提供事業者の数の比 (電気通信回線を通じて提供する放送番組等の提供を受ける事業者の数の比をいう。以下この別表において同じ。) 又はアクセス数比 (電気通信回線を通じた放送番組等の提供に必要な認識設備への接続回数の比をいう。)
給与及び退職手当・厚生費	人員比 (第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務に従事する職員が当該業務に従事する勤務時間の総体の比をいう。以下この別表において同じ。)
共通管理費	人員比、面積比 (第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務に使用される施設の占有面積の比をいう。) 又は支出額比 (第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務に係る支出額 (共通管理費を除く。) の比をいう。)
減価償却費	電気通信回線を通じた提供に係る放送番組の数の比、コンテンツ制作費比又は提供事業者の数の比

別表第三号の二 (第12条の4第1項第4号イ、第32条第6項、第34条第3項第4号レ関係)
受信料財源インターネット活用業務費用明細表

年 月 日から
年 月 日まで

(一般勘定)

(単位：千円)

科 目		二号業務					三 号 業 務	合 計
		国内インターネット活用業務	国 際 イ ン タ ー ネット 活 用 業 務					
			常 時 同 時 配 信 等 業 務	左 記 以 外 の 業 務				
国内放送番組等配信費	コンテンツ制作業務費							
	コンテンツ制作設備費							
	配信業務費							
	配信設備費							

	認証業務費							
	認証設備費							
	視聴者対応費							
	企画費							
	開発費							
	小計							
国際放送番組等配信費	業務関連費							
	設備関連費							
	小計							
広報費								
給与								
退職手当・厚生費								
共通管理費								
減価償却費								
合計								

費用の上限							
-------	--	--	--	--	--	--	--

注1 この表において、「費用の上限」とは、法第20条第10項の認可を受けた実施基準に定める受信料財源インターネット活用業務の実施に要する費用の上限をいう。

注2 この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。

注3 受信料財源インターネット活用業務の費用と費用の上限との対応関係を明確にする上で参考となる事項があるときは、表中に追加して記載すること。

別表第三号の三（第12条の4第1項第4号ロ、第32条第6項、第34条第3項第4号ソ関係）
有料インターネット活用業務費用明細表

年 月 日から
年 月 日まで

（有料インターネット活用業務勘定）

（単位：千円）

科 目		金額
放送番組等有料配信費	コンテンツ制作業務費	
	コンテンツ制作設備費	
	配信業務費	
	配信設備費	
	認証決済業務費	

	認証決済設備費	
	利用者対応費	
	企画費	
	開発費	
	小計	
広報費		
給与		
退職手当・厚生費		
共通管理費		
減価償却費		
合計		

注 この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。